

東京電力の従業員であり、帰還困難区域（双葉町）の社員寮から避難した申立人について、①平成23年7月に別の社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了したとする東京電力の主張を排斥し、申立人が東京電力を退職して県外に転居した平成25年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めるとともに、②双葉町での居住期間が1年に満たず、福島県外への転勤の可能性もあったこと等から生活基盤喪失による精神的損害は認められないとする東京電力の主張を排斥し、生活基盤喪失による精神的損害700万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めるなどした事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、令和6年5月28日付けの被申立人答弁書記載の、申立人と被申立人との間に争いが無い別紙一覧表記載の損害項目及び期間について一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙一覧表の「一部和解金額」欄記載の合計金881,958円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人

が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。
また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年7月4日

（仲介委員 藤原 靖夫）

共通（自主的避難等対象区域以外）

(別紙)

申立人 X について 令和〇年（東）第〇号事件					
損害項目		期間	一部和解金額	備考	
検査費用（人）					
避難費用		2011年7月12日	14,000円	東京都から福島県へ	
一時立入費用					
帰宅費用					
生命・身体的損害					
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	2011年6月～2011年7月	200,000円	月額10万円	
	日常生活阻害慰謝料 （第五次追補第2の2）				
	増額事由 （第五次追補第2の4）	①要介護			
		②身体又は精神の障害			
		③上記①又は②者の介護			
		④乳幼児の世話			
		⑤妊娠中			
		⑥重度または中等度の持病			
		⑦上記⑥の者の介護			
		⑧家族の別離、二重生活等			
		⑨避難所の移動回数多数			
		⑩その他			
	過酷避難状況による精神的損害 （第五次追補第2の1）	①本件事故発生から6ヶ月間	300,000円	①福島第一原子力発電所から半径20kmの区域にあり避難：30万円	
	生活基盤喪失・変容による精神的損害 （第五次追補第2の2）				
生活基盤変容に準じる精神的損害 （第五次追補第2の2）					
健康不安に基礎を置く精神的損害 （第五次追補第2の3）					
自主的避難等に係る損害 （子供・妊婦）					
自主的避難等に係る損害 （子供・妊婦以外） （第五次追補第3）	2011年4月23日～ 2011年12月31日	200,000円	中間指針第五次追補で示された金額（精神的損害等に対する賠償＋生活費増加費用等に対する賠償）：20万円 避難等対象区域（計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く）		
就労不能損害					
営業損害					
検査費用（物）					
不動産の財物損害					
家財の財物損害					
その他		2011年5月17日～ 2011年7月12日	167,958円	家電・物品購入費用	
		一部和解合計額	881,958円		
支払額			881,958円		

東京電力の従業員であり、帰還困難区域（双葉町）の社員寮から避難した申立人について、①平成23年7月に別の社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了したとする東京電力の主張を排斥し、申立人が東京電力を退職して県外に転居した平成25年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めるとともに、②双葉町での居住期間が1年に満たず、福島県外への転勤の可能性もあったこと等から生活基盤喪失による精神的損害は認められないとする東京電力の主張を排斥し、生活基盤喪失による精神的損害700万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金9,881,958円（別紙の「和解金額」欄記載の金額）の支払義務があることを認める。

第3 既払い金及びその精算

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する賠償金の一部として、令和6年7月4日付和解契約書（一部）記載のとおり、金881,958円を支払済みであることを相互に確認し、この既払い金全額について、第2項記載の和解金の支払いに充当する方法で精算する。

第4 支払方法

（省略）

第5 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年1月8日

（仲介委員 藤原 靖夫）

(別紙)

損害項目	内 訳	金 額	期 間	備 考
避難費用		¥14,000	H23.7.12	一部和解にて賠償済み
生活費増加費用	家電・物品購入費用	¥167,958	H23.5.17 ~H23.7.12	一部和解にて賠償済み
日常生活阻害慰謝料		¥2,200,000	H23.6.1 ~H25.3.31	22 か月×10 万円 うち 2 か月分 (H23.6~ H23.7) については一部和 解にて賠償済み
過酷避難状況による 精神的損害	第五次追補 第 2 の 1	¥300,000		一部和解にて賠償済み
生活基盤喪失による 精神的損害	第五次追補 第 2 の 2	¥7,000,000		
自主的避難等に係る 損害	第五次追補 第 3	¥200,000	H23.4.23 ~H23.12.31	一部和解にて賠償済み

和解金額	¥9,881,958
既払金額	¥881,958
支払金額	¥9,000,000